

組織犯罪処罰法改正案の廃案を求める意見書

政府は、仮称「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の今通常国会において成立を目指し、3月に提出した。「共謀罪」の法案は、平成15年から過去3度にわたり提出されているが、捜査機関による乱用や人権侵害の懸念による反対の高まりで、その都度廃案となっている。

今回、この「共謀罪」を「テロ等準備罪」と名称を変え、テロ対策として前面にアピールをしているが、「共謀罪」と何ら変わりはない。国民の日常生活、行動の自由を“テロ”と言う名の下に束縛されるばかりか住民相互の信頼が失われ、厳しい監視社会の到来が危惧される。個人の基本的な人権の擁護を前提とした民主主義の原則および憲法が保障する言論の自由が侵害されるばかりでなく、法務大臣の国会答弁に見られるように、曖昧さが際立ち、どのような相談や計画が犯罪になるかは捜査機関の裁量にゆだねられ、拡大解釈により思想や内心まで処罰の対象となりうる違憲立法の可能性も極めて高く、看過できない。この事は、日本弁護士連合会、憲法学者の会、100人を超す刑法研究者等も同様の理由により、法案反対表明を行うなど批判が広がっている。

さらに政府は、オリンピック誘致の際には、「東京は世界で最も安全な都市の一つ」と大々的にアピールしておきながら、同法案が成立しなければ、「東京オリンピックが開催できない」と今に成って危険を煽るのはあまりにも不誠実で、整合性を欠いている。テロ対策の国際的枠組みにおいても「爆弾テロ防止条約」や「テロ資金供与防止条約」など5つの国連条約及び8つの国際条約が既に採択・締結し、それに基づく国内法も整備されており、テロ対策は現行法で十分対応でき、新たな法整備の必要性は薄い。

沖縄県においては、連日、米軍基地による過重な負担の軽減を求めて、抗議活動が繰り返されているが、その状況下でもし、この法案が成立しようものなら、沖縄県民の正当な反基地、平和運動が真っ先に“テロ等準備罪”の標的となりかねない。

よって北谷町議会は、「組織犯罪処罰法改正案」に対して、恒久平和の実現を目指し、本法案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 総務大臣 外務大臣